

# 奥出雲町



## 一般不妊治療費・特定不妊治療費助成事業

不妊治療を受けているご夫婦に対して、不妊治療等に要する費用の一部を助成します。

	一般不妊治療	特定不妊治療
対象治療	保険適用の不妊治療及び検査、投薬、人工授精	体外授精、顕微授精
対象者	戸籍上婚姻関係にあり、夫婦のどちらかが奥出雲町に住所を有する方	左記の方のうち、「島根県特定不妊治療費助成制度」の助成決定を受けた方
助成内容	【限度額】 年間9万円 【助成期間】 同一夫婦に対して最初の治療を開始した日から起算して3年間	【限度額】 1回の治療につき15万円まで ※ただし、治療内容によっては、7万5千円まで
申請に必要なもの	①一般不妊治療費助成申請書兼医療機関証明書 （申請前に医療機関で治療の証明を受けてください。） ②戸籍謄本又は外国人登録原票記載事項証明書等、婚姻関係がわかるもの ③住民票 ④領収書及び明細書 ⑤申請者名義の通帳 ⑥印鑑 ※②③の書類は、3カ月以内に発行したものを有効とします。	①島根県から発行された「特定不妊治療費助成事業承認決定通知書」 ②特定不妊治療費助成事業受診等証明書の写し ③特定不妊治療費助成申請書 ④住民票 ⑤領収書及び明細書 ⑥申請者名義の通帳 ⑦印鑑 ※④の書類は、3カ月以内に発行したものを有効とします。
申請方法	申請に必要なものを、下記へ郵送またはご持参ください。 （申請書類は、役場申請窓口にあります。また、奥出雲町ホームページからも印刷できます。 <a href="http://www.town.okuizumo.shimane.jp">URL:http://www.town.okuizumo.shimane.jp</a> ） 【トップページ>ライフイベント「妊娠・出産」>一般不妊治療・特定不妊治療費助成事業】	

### 【お問い合わせ・申請窓口】

奥出雲町役場健康福祉課健康づくり推進グループ（役場仁多庁舎1階）

電話：（0854）54-2781 有線：31-5144